

用語集

～ 目次 ～

あ 行-----

- ・ 右岸・左岸（うがん・さがん）
- ・ 雨水浸透阻害行為（うすいしんとうそがいこうい）
- ・ 雨水貯留浸透施設（うすいちよりゅうしんとうしせつ）
- ・ 越水、溢水（えっすい、いっすい）

か 行-----

- ・ 外水氾濫（がいすいはんらん）
- ・ 河川管理者（かせんかんりしや）
- ・ 河川区域（かせんくいき）
- ・ 河川整備計画（かせんせいびけいかく）
- ・ 河道掘削（かどうくっさく）
- ・ 河道整備流量（かどうせいびりゅうりょう）
- ・ かんがい用水（かんがいようすい）
- ・ 基本高水流量（きほんたかみずりゅうりょう）
- ・ 計画区域（けいかくくいき）
- ・ 計画高水流量（けいかくたかみずりゅうりょう）
- ・ 洪水調節施設（こうずいちょうせつしせつ）

さ 行-----

- ・ 三次元管内図（さんじげんかんないず）
- ・ 指定区間（していくかん）
- ・ 受益地（じゅえきち）
- ・ 浸水被害防止区域（しんすいひがいぼうしくいき）
- ・ 浸透（しんとう）
- ・ 水害リスクマップ（すいがいりすくまっぷ）
- ・ 水門、樋門・樋管（すいもん、ひもん・ひかん）

た 行-----

- ・ 治水安全度（ちすいあんぜんど）
- ・ 治水地形分類図（ちすいちけいぶんるいず）
- ・ 調節池（ちょうせつち）
- ・ 直轄管理区間（ちよっかつかんりくかん）

- ・ 貯留機能（ちよりゅうきのう）
- ・ 貯留機能保全区域（ちよりゅうきのうほぜんくいき）
- ・ 特定都市河川（とくていとしかせん）
- ・ 特別緑地保全地区（とくべつりょくちほぜんちく）
- ・ 都市型水害・都市浸水（としがたすいがい・とししんすい）
- ・ 都市浸水想定区域（とししんすいそうていくいき）

な 行-----

- ・ 内水氾濫（ないすいはんらん）

は 行-----

- ・ 排水機場（はいすいきじょう）
- ・ バックウォーター（ぼっくうおーたー）
- ・ 氾濫原（はんらんげん）
- ・ 保全調整池（ほぜんちょうせいち）

ま 行-----

- ・ マイ・タイムライン（まい・たいむらいん）
- ・ 水防災意識社会（みずぼうさいいしきしゃかい）
- ・ 無堤部（むていぶ）

ら 行-----

- ・ リスクコミュニケーション（りすくこみゆにけーしょん）
- ・ 立地適正化計画（りっちてきせいかけいかく）
- ・ 流域治水（りゅういきちすい）
- ・ 流域、集水域（りゅういき、しゅうすいいき）

その他記号等-----

- ・ BIM/CIM（ビム/シム）

■ 右岸・左岸（うがん・さがん）

■ 雨水浸透阻害行為（うすいしんとうそがいこうい）

中村川流域、波瀬川流域、赤川流域が

流域治水を本格的に実践し、浸水被害を軽減させるため、

「特定都市河川浸水被害対策法」に基づき、

「特定都市河川」および「特定都市河川流域」に

指定されました。（令和5年3月31日に指定）

Q なぜ、中村川流域、波瀬川流域、赤川流域が指定されたの？

A この地域は、近年10年（平成21年～平成30年）では、ほぼ1年1回の洪水被害となっており、流域に広がるあらゆる関係者が課題を認識し、この3流域を指定を視野に入れていたため、3流域が指定されました。



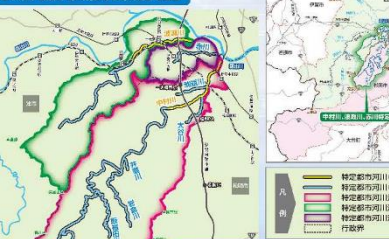
令和11年度事業実施状況

Q 「特定都市河川」「特定都市河川流域」に指定されるとどうなるの？

A 国庫の整備、河川整備などのハード整備を加速していきます。そして、国・県・市・企業等のあらゆる関係者の協働による取り組みを推進するなどのソフト整備につなぐ。流域における河川・道路網の強化や連携強化を図ります。そのためのつなぐとして、国が河川に沿った治水を推進し、河川をより活用する行方について、許可が必要となります。

※詳細は国庫でのご案内しています。

■中村川、波瀬川、赤川特定都市河川流域 位置図



Q 「特定都市河川浸水被害対策法」ってなに？

A 重大な浸水被害を防止するおきける治水対策が実施される100以上の自治体について、浸水被害の防止のための対策を推進する法律です。

国土交通省 国土政策局 河川課

TEL 03-3508-3111

〒100-8302 東京都千代田区千代田1-1-1

国土交通省 国土政策局 河川課

許可が必要!

特定都市河川流域で雨水浸透阻害行為を行う際には、
流出抑制のための許可が必要です。

▶ 特定都市河川流域内の宅地等以外の土地で行う1,000㎡以上の雨水浸透阻害行為（土地の掘削や埋戻などにより雨水を溜め込みにくくする行為、すなわち、雨水が河川に流れ込む量を現状よりも増やせる行為）は、三重県知事の許可が必要です。

▶ 許可が不要では、該建築物に於ける雨水を貯めたり浸み込ませたりする対策が必要ですが、

※ 河川敷の土地を宅地とする、建設費が一般の建築費より人件費が高くなるため、

※ 一般建築物に於ける雨水を貯めたり浸み込むことでは、

① 1,000㎡、貯水容量が100㎡以上、貯水深度が0.7m以上、

② 1,000㎡、貯水容量が100㎡以上、貯水深度が0.5m以上、

③ 1,000㎡、貯水容量が100㎡以上、貯水深度が0.3m以上、

のいずれかに該当する場合は、雨水の貯めたり浸み込ませたりする対策が必要となります。

雨水を貯めたり浸み込ませたりする対策が必要ですよ。

雨上げ

雨水貯留槽

雨水は

流出します

雨水を貯めたり浸み込ませたりする対策が必要ですよ。

雨水は

流出します

雨水は

流出します

雨水を貯めたり浸み込ませたりする対策が必要ですよ。

雨水は

流出します

雨水は

流出します

以下のように、雨水浸透阻害行為（1,000㎡以上の場合）を行う際には…

方法1
耕地に建築物を建てる

方法2
農地に駐車場を作る

方法3
林地に運動場を作る

方法4
原野地に資材置き場を作る

手続きフロー図

▶ 雨水浸透阻害行為許可申請については、事前相談、許可申請の手続きを要する場合があります。

許可の相談窓口

▶ 雨水浸透阻害行為許可申請について、まずは下記相談窓口までお問い合わせ下さい。

関係機関	申請先	相談窓口	連絡先(TEL)
津市役所	三重県知事	三重県土木・緑地課	059-224-2082
松阪市役所		松阪市土木・緑地課	

※ 関係申請書の提出と受理の、確認事項となります。

許可をいただくまで

（三重県土木・緑地課より提供）

雲出川中流域流域水害対策協議会準備会

雲出川中流域水害対策協議会 雲出川中流域水害対策協議会 雲出川中流域水害対策協議会

雲出川中流域水害対策協議会 雲出川中流域水害対策協議会 雲出川中流域水害対策協議会

図1 雨水浸透阻害行為に関するリーフレット

■ 雨水貯留浸透施設（うすいちよりゅうしんとうしせつ）

内水浸水被害の解消や流域内の雨水が河川へ急激に流入することを抑制することで、降雨による雨水流出量を減少させる施設です。

■ 越水、溢水（えっすい、いっすい）

川などの水があふれ出ることです。堤防がないところでは「溢水」、堤防のある所では「越水」を使います。

「か 行」

■ 外水氾濫（がいすいはんらん）

河川の水位が上がり、堤防が決壊したり、溢れたりして氾濫が生じる現象です。

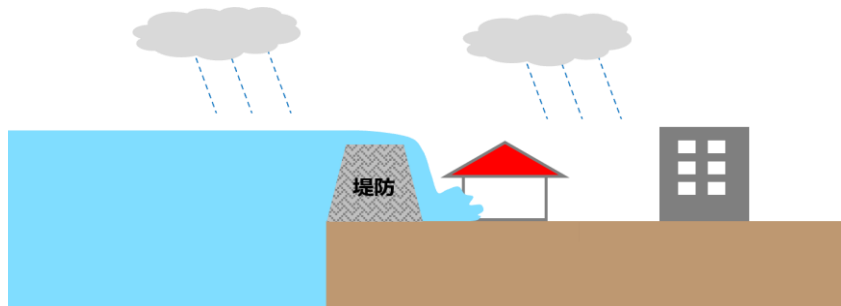


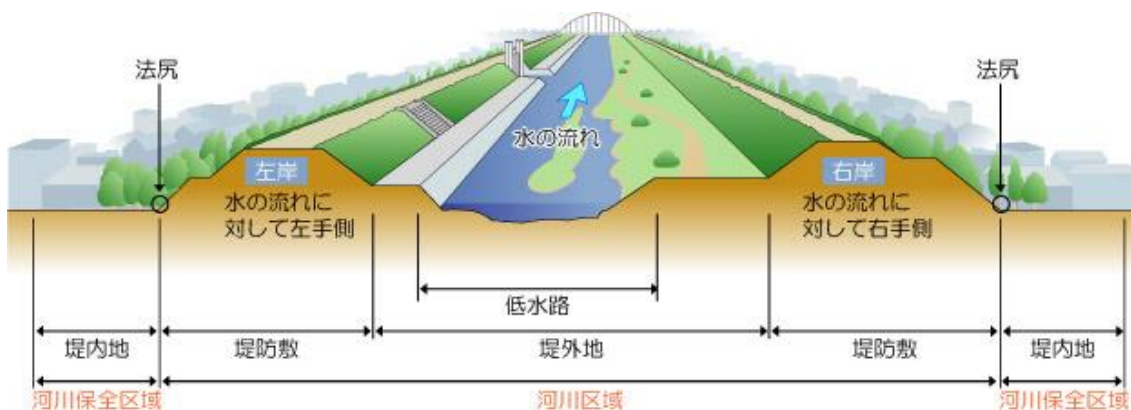
図 2 外水氾濫のイメージ

■ 河川管理者（かせんかんりしや）

河川は公共に利用されるものであって、その管理は、洪水や高潮などによる災害の発生を防止し、公共の安全を保持するよう適正に行わなければなりません。この管理について権限をもち、その義務を負う者が河川管理者です。

■ 河川区域（かせんくいき）

一般に堤防の川裏の法尻から、対岸の堤防の川裏の法尻までの間の河川としての役割をもつ土地を河川区域と呼びます。河川区域は洪水など災害の発生を防止するために必要な区域であり、河川法が適用される区域です。



出典：国土交通省 国土技術施策総合研究所 HP

(https://www.nilim.go.jp/lab/rcg/newhp/yougo/words/014/html/014_main.html)

図 3 河川区域のイメージ

■ 河川整備計画（かせんせいびけいかく）

河川整備基本方針に沿った当面（今後 20～30 年）の河川整備の具体的な内容を定め、河川整備の計画的な実施の基本となるものです。ここでいう河川の整備とは、具体的な工事の内容だけでなく、普段の治水・利水・環境の維持管理やソフト対策を含めたものです。雲出川直轄管理区間では、H26. 11 に河川整備計画を策定しています。整備期間は概ね 30 年間（H26～R25）です。

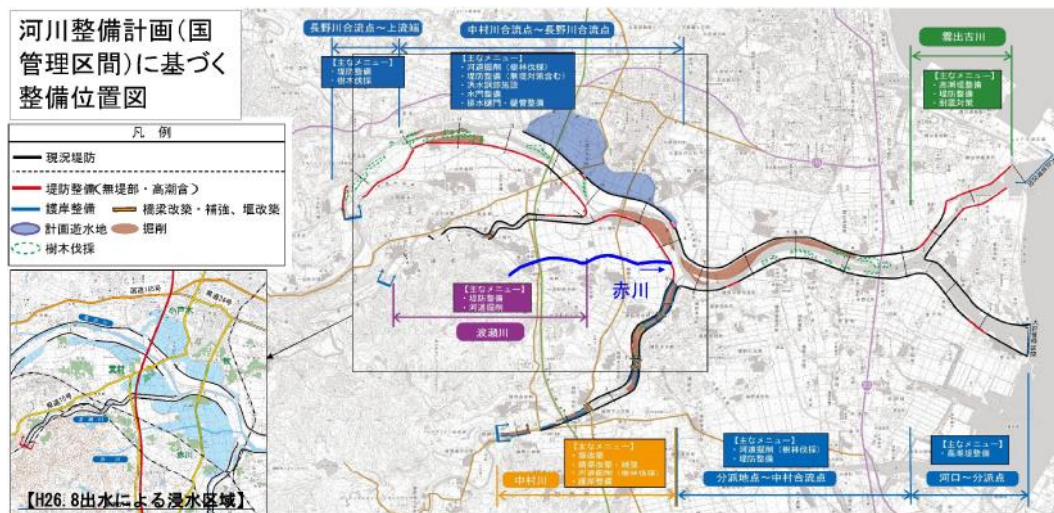
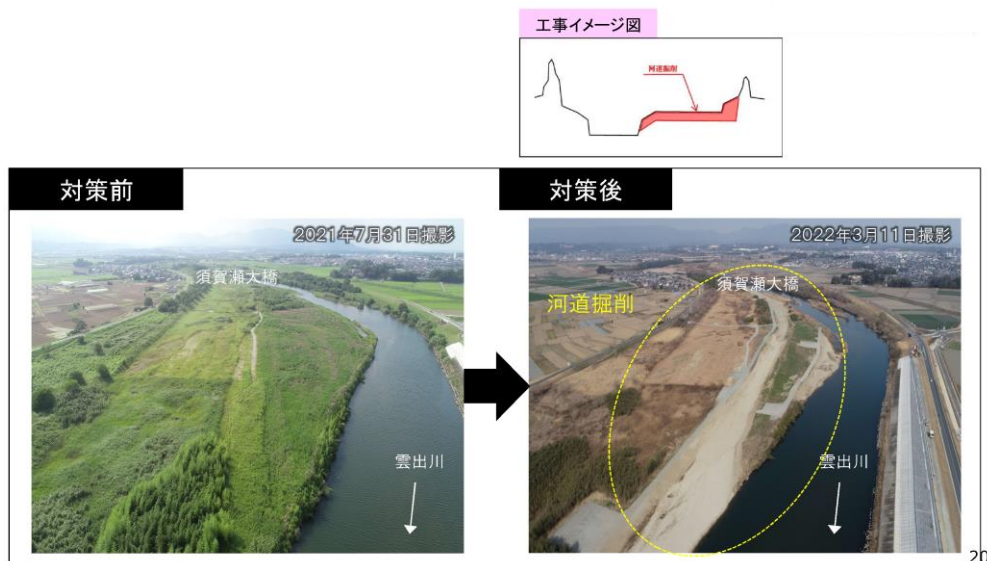


図 4 雲出川水系河川整備計画位置図

■ 河道掘削（かどうくっさく）

洪水時の水位を低下させるため、河道を掘って水が流れる面積を広くします。特に、川底の土砂を取り除く作業を「浚渫」といいます。



※出典：第 25 回三重河川流域委員会資料

図 5 雲出川中流部河道掘削事業

■ 河道整備流量（かどうせいびりゅうりょう）

河川整備計画において、河道の整備で対応する流量です。

■ かんがい用水（かんがいようすい）

水を川や湖などから引いてきて農地を潤すことをかんがいといいます。かんがいは、稲作などに必要な水田かんがいと、野菜や果物に必要な畑地かんがいがあります。農作物を生育させるために必要な水が自然の降雨だけでは不足する場合、人為的に河川、湖沼、湧水等から水を引いてきて農地に供給することを「かんがい」といい、その引いてきた水を「かんがい用水」といいます。

■ 基本高水流量（きほんたかみずりゅうりょう）

流域に降った計画規模の降雨がそのまま河川に流れ出た場合の河川流量です。

■ 計画区域（けいかくくいき）

計画区域は、中村川・波瀬川・赤川流域に放流する公共下水道事業計画の区域を含めた中村川・波瀬川・赤川特定都市河川流域全体とし、河川対象区間は、中村川・波瀬川・赤川（国・県管理）の水防法第14条に基づく洪水浸水想定区域指定河川の県管理区間上流端までとしています。

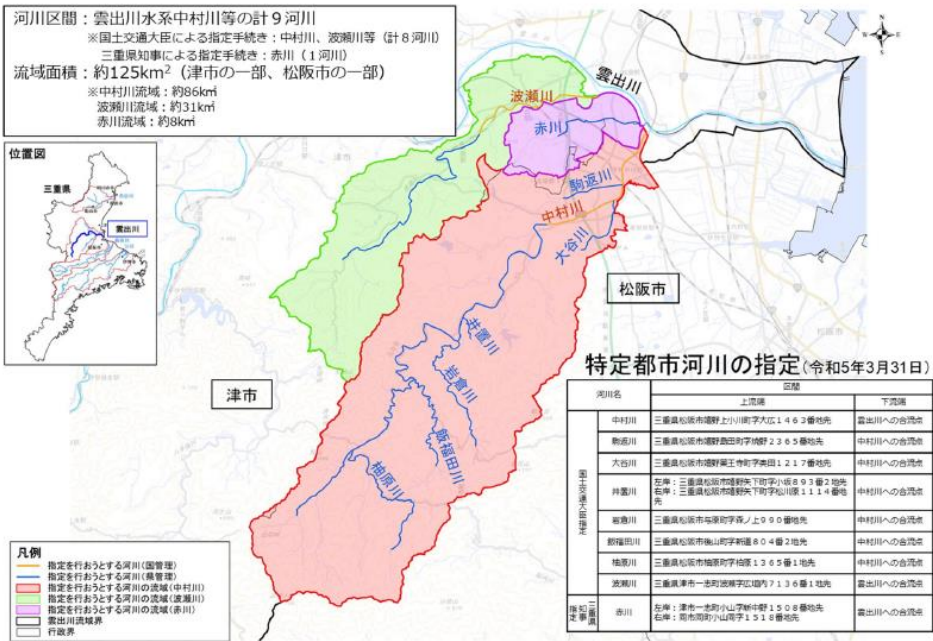
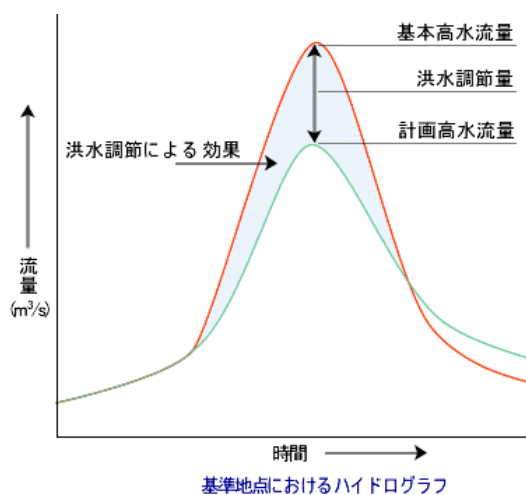


図6 計画区域

■ 計画高水流量（けいかくたかみずりゅうりょう）

河道を設計する場合に基本となる流量で、基本高水を河道と各種洪水調整施設に合理的に配分した結果として求められる河道を流れる流量です。言い換えればこれは、基本高水流量から各種洪水調整施設での洪水調節量を差し引いた流量です。



出典：東北地方整備局 最上川電子大事典

図 7 計画高水流量及び基本高水流量

■ 洪水調節施設（こうずいちょうせつしせつ）

洪水調節とは、一時的に洪水流量の一部分を貯めることを言い、下流の河道に流れる流量を減少させることを言います。洪水調節施設とはそのための施設のことで、洪水調節用ダム、調節池、遊水地などが該当します。

「さ 行」

■ 三次元管内図（さんじげんかんないず）

河川管理情報を Web GIS プラットフォーム上に一元化し、3 次元で表示した図です。洪水浸水想定区域、重要水防箇所といった重要度の高い防災情報や河川法に定められている許可申請手続きに関する情報などを視覚的にわかりやすく表示します。



出典：G 空間情報センターHP：UDC2021「ビジネス・プロフェッショナル部門」最優秀賞

受賞：荒川 3D 河川管内図 Arakawa Digital Twin Online/河川管理情報プラットフォームの構築

図 8 三次元管内図の事例

■ 指定区間（していくかん）

直轄管理区間を、それ以外の国土交通大臣が指定し、管理の一部を都道府県に委任している区間のことです。

■ 受益地（じゅえきち）

当該施設（取水施設など）により利益を受ける地域を言い、農用地以外の面積も含まれます。

■ 浸水被害防止区域（しんすいひがいはうしくいき）

流域水害対策計画において定められた計画対象降雨が発生した場合に想定される洪水又は雨水出水が生じた際、住民等の生命・身体に著しい危害が生じる恐れがある土地を指します。



図9 浸水被害防止区域のイメージ図

■ 浸透（しんとう）

河川水および降雨などが次第に堤防の内部に浸み込んでいく現象をいいます。また、堤防内部に浸透した水が川裏や堤内側の地盤から湧き出す状態を漏水といい、湧水量が多くなると川裏側から堤防を崩すことがあり、堤防の被災の原因の一つとなります。

■ 水害リスクマップ（すいがいりすくまっぷ）

想定される浸水範囲を降雨規模別（1/10、1/30、1/50 等）にランク分けして示した地図であり、浸水解析により外水氾濫のシミュレーションを実施した上で、重ね合わせたものです。

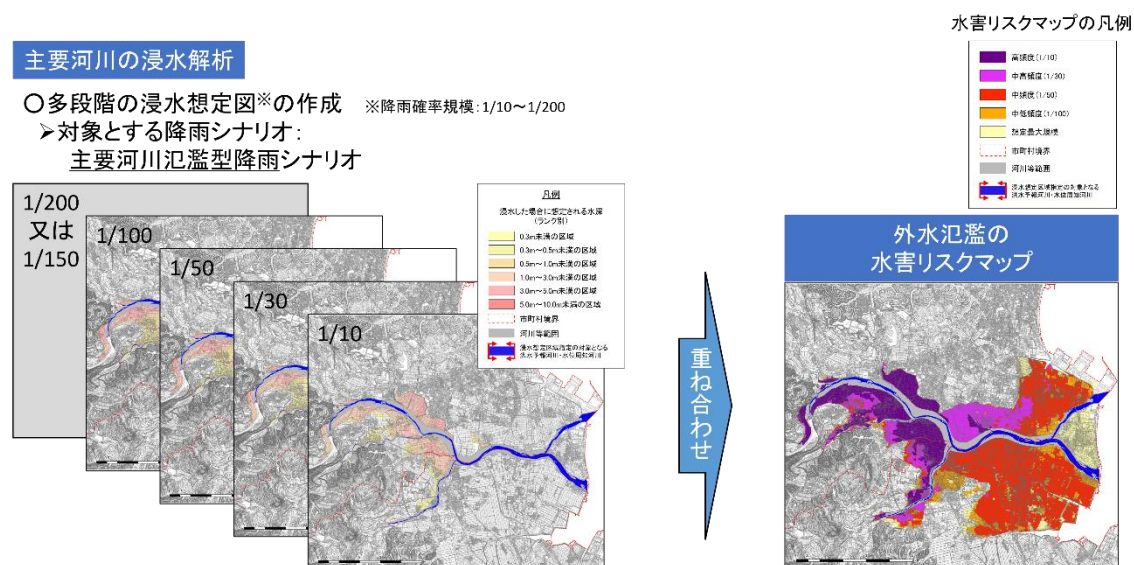


図 10 水害リスクマップイメージ

■ 水門、樋門・樋管（すいもん、ひもん・ひかん）

堤内地の雨水や水田の水などが川や水路の流れ、より大きな川に合流する場合、合流する川の水位が洪水などで高くなった時に、その水が堤内地（堤防の背後地）側に逆流しないように設ける施設です。このような施設のなかで、堤防の中にコンクリートの水路を通し、そこにゲート設置する場合、樋門または樋管と呼びます。また、堤防を分断してゲートを設置する場合、その施設を水門と呼びます。水門を堰と混同されることがありますが、水門はゲートを閉めた時に堤防の役割を果たします。

「た 行」

■ 治水安全度（ちすいあんぜんど）

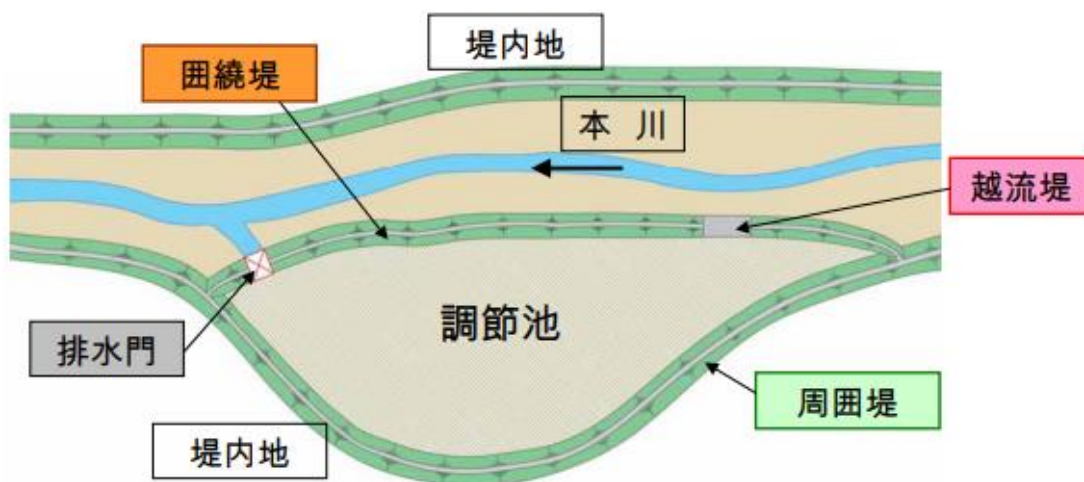
洪水に対する川の安全の度合いを表すもので、被害を発生させずに安全に流せる洪水の発生する確率（確率年）で表現します。例えば、10 年に一度発生する洪水に対して安全な場合は「治水安全度 1/10 年」、100 年に一度発生する洪水に対して安全な場合は「治水安全度 1/100 年」と表現します。

■ 治水地形分類図（ちすいちけいぶんるいず）

治水対策を進めることを目的に、国・都道府県が管理する河川の流域のうち主に平野部を対象として、扇状地、自然堤防、旧河道、後背湿地などの詳細な地形分類及び堤防などの河川管理施設等を表示している主題図です。この治水地形分類図から土地の成り立ちを理解でき、そこから起こりうる水害や地震災害などに対する自然災害リスクを推定することが可能です。

■ 調節池（ちょうせつち）

下流の河道が洪水を流しきれない場合に、洪水の一部を一時的に貯め、下流側の氾濫を防ぐために設けられた区域のことです。



出典：荒川太郎右衛門地区自然再生協議会 第 12 回協議会 資料-2

図 11 調節池のイメージ

■ 直轄管理区間（ちょっかつかんりくかん）

一級水系の幹川など、国土交通大臣が直接管理する区間のことです。

■ 貯留機能（ちょりゅうきのう）

降った雨を一時的に貯めて河道への流出抑制を図る機能です。

■ 貯留機能保全区域（ちりゅうきのうほぜんくいき）

流域内にある窪地等、河川の氾濫に伴って浸水した水や雨水を一時的に貯留し、流域における都市浸水の拡大を抑制する効果があり、過去から農地等として保全されてきた土地の区域を指します。

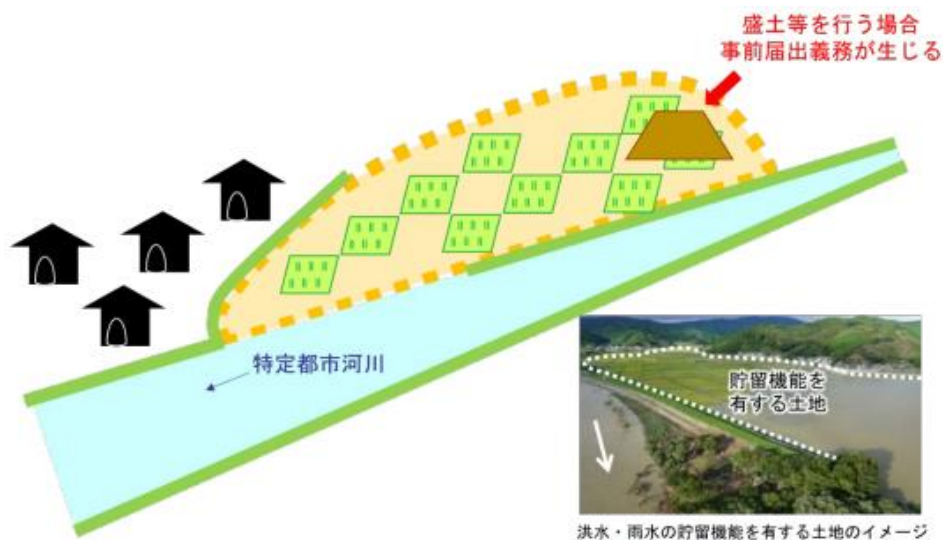


図 12 貯留機能保全区域のイメージ図

■ 特定都市河川（とくていとしかせん）

特定都市河川は、3つの要件「①都市部を流れる河川であって、②その流域において著しい浸水被害が発生し、又はそのおそれがあるにも関わらず、③河道又は洪水調節ダムの整備による浸水被害の防止が市街化の進展又は当該河川が接続する河川の状況若しくは当該都市部を流れる河川の周辺の地形その他の自然的条件の特殊性により困難なもの」を総合的に勘案し、その全てに該当する場合に指定されます。

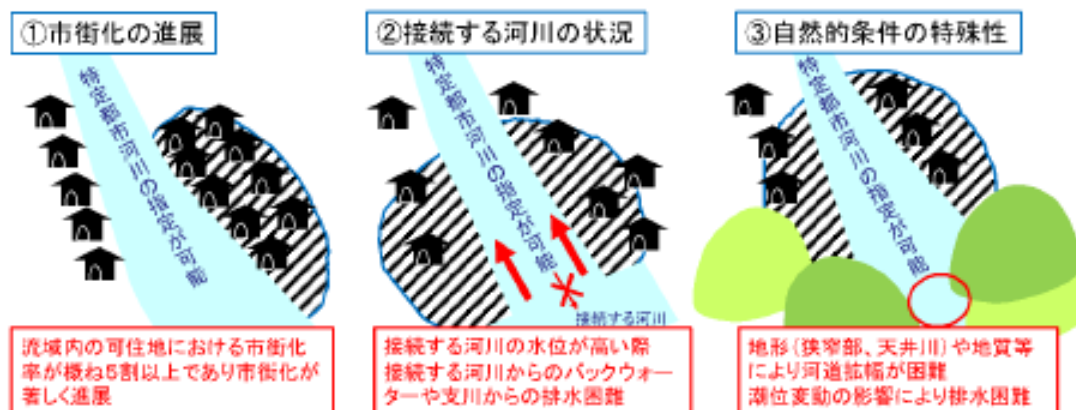


図 13 指定要件のイメージ

■ 特別緑地保全地区（とくべつりょくちほぜんちく）

都市における良好な自然的環境となる緑地において、建築行為など一定の行為の制限などにより現状凍結的に保全する制度です。これにより豊かな緑を将来に継承することができます。

■ 都市型水害・都市浸水（としがたすいがい・とししんすい）

市街化が進行すると緑地が市街地に転換され、ビルや舗装道路等の不浸透面積が増大するとともに、地表面からの直接流出量が増大します。さらに、下水道整備により雨水が速やかに下流河川に排水されることでピーク流量が大きくなります。このように市街化によって発生する都市特有の水害・浸水を都市型水害・都市浸水を指します。

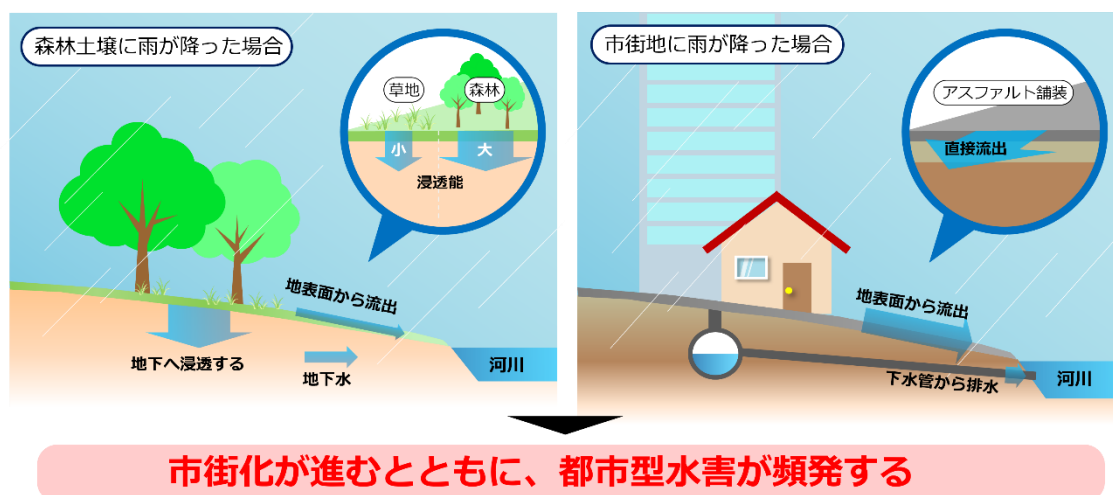
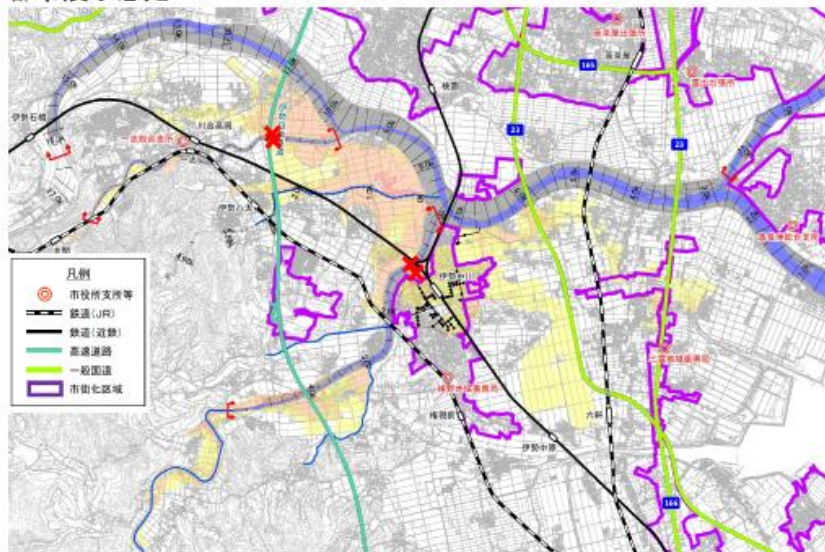


図 14 都市型水害のイメージ図

■ 都市浸水想定区域（とししんすいそうていくいき）

流域水害対策計画において定められた都市浸水（内水による溢水又は湛水等の浸水）の発生を防ぐべき目標となる降雨が生じた場合の①都市浸水が発生した時の円滑かつ迅速な避難を確保する、②都市浸水による被害の軽減を図る、ことを目的として、都市浸水が想定される区域を、都市浸水想定区域として指定されます。ただし、その区域について、水防法に基づく雨水出水浸水想定区域の指定がされている場合は除きます。

○現況の都市浸水想定



○ハード整備実施後の都市浸水想定

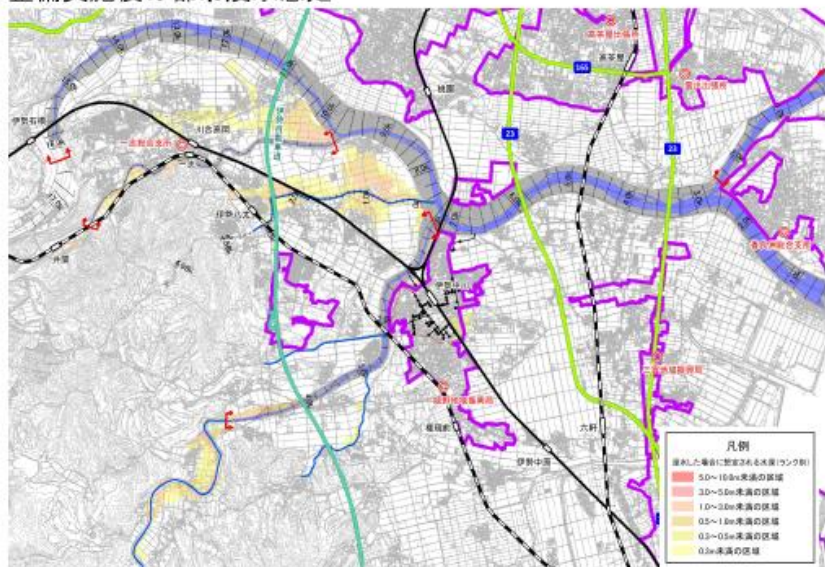


図 15 都市浸水想定（上：現況、下：ハード整備実施後）

「な 行」

■ 内水氾濫（ないすいはんらん）

排水先河川の水位が高くなり、地表面に降った雨が河川に排水できずに氾濫が生じる現象です。

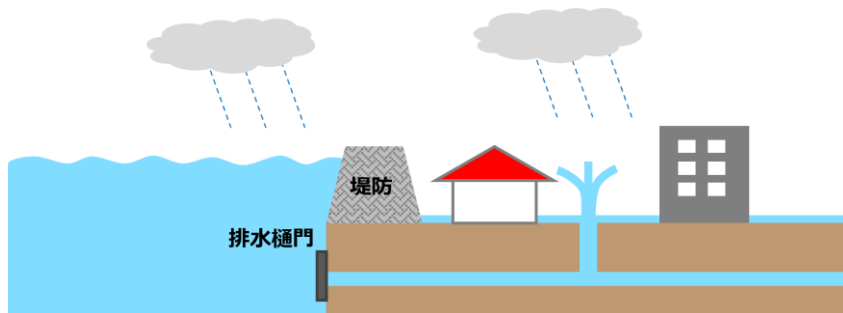


図 16 内水氾濫のイメージ

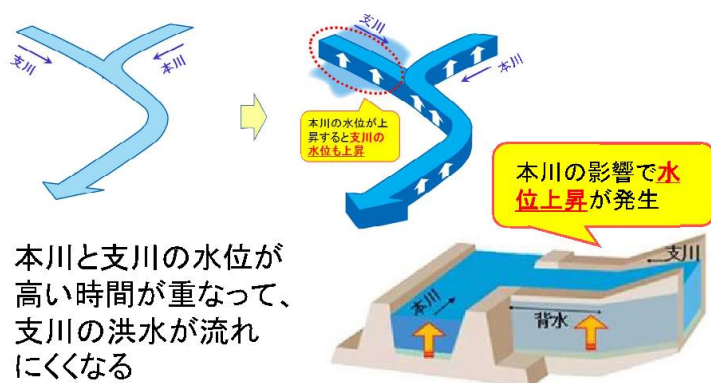
「は 行」

■ 排水機場（はいすいきじょう）

洪水時に樋門等を閉じてしまうと堤内地側に降った雨水が川へ出ていかないため、この水を川へくみ出す施設が必要となります。これが排水機場と呼ばれるもので、施設の中では排水ポンプが稼働して、堤内地側の水を川へ排出しています。

■ バックウォーター（ぼっくうおーたー）

本川の水位上昇により、支川から流入しにくくなり、行き場を失った水で支川の水位が上昇する現象です。



出典：国土交通省 大規模広域豪雨を踏まえた水災害対策のあり方について

図 17 バックウォーターのイメージ

■ 氾濫原（はんらんげん）

河川が洪水時に冠水する領域です。

■ 保全調整池（ほぜんちょうせいち）

特定都市河川流域内にあるため池などの雨水を一時的に貯留する機能を有する貯水施設について、当該特定都市河川流域における浸水被害の防止を図るために有用であると認めるときに指定するため池です。

「ま 行」

■ マイ・タイムライン（まい・たいむらいん）

住民一人ひとりのタイムライン（防災行動計画）であり、台風等の接近による大雨によって河川の水位が上昇する時に、自分自身がとる標準的な防災行動を時系列的に整理し、自ら考え命を守る避難行動のための一助とするものです。その検討過程では、市区町村が作成・公表した洪水ハザードマップを用いて、自らの様々な洪水リスクを知り、どのような避難行動が必要か、また、どういうタイミングで避難することが良いのかを自ら考え、さらには、家族と一緒に日常的に考えるものです。

■ 水防災意識社会（みずぼうさいいしきしゃかい）

行政・住民・企業等の各主体が水害リスクに関する知識と心構えを共有し、氾濫した場合でも被害の軽減を図るための、避難や水防等の事前の計画・体制、施設による対応が備えられた社会を指します。

■ 無堤部（むていぶ）

堤防が整備されていない地区のことで、洪水時の河川水位と比べて地盤高が低く、溢水による氾濫が生じやすい地区のことです。



「ら 行」

■ リスクコミュニケーション（りすくこみゆにけーしょん）

リスク分析の全過程において、リスク評価者、リスク管理者、消費者、事業者、研究者、その他の関係者の間で、情報及び意見を相互に交換することです。

■ 立地適正化計画（りっちてきせいかけいかく）

居住機能や医療・福祉・商業、公共交通等のさまざまな都市機能の誘導により、都市全域を見渡した基本計画です。居住や都市の生活を支える機能の誘導によるコンパクトなまちづくりと地域交通の再編との連携により、「コンパクトシティ・プラス・ネットワーク」のまちづくりを進めます。

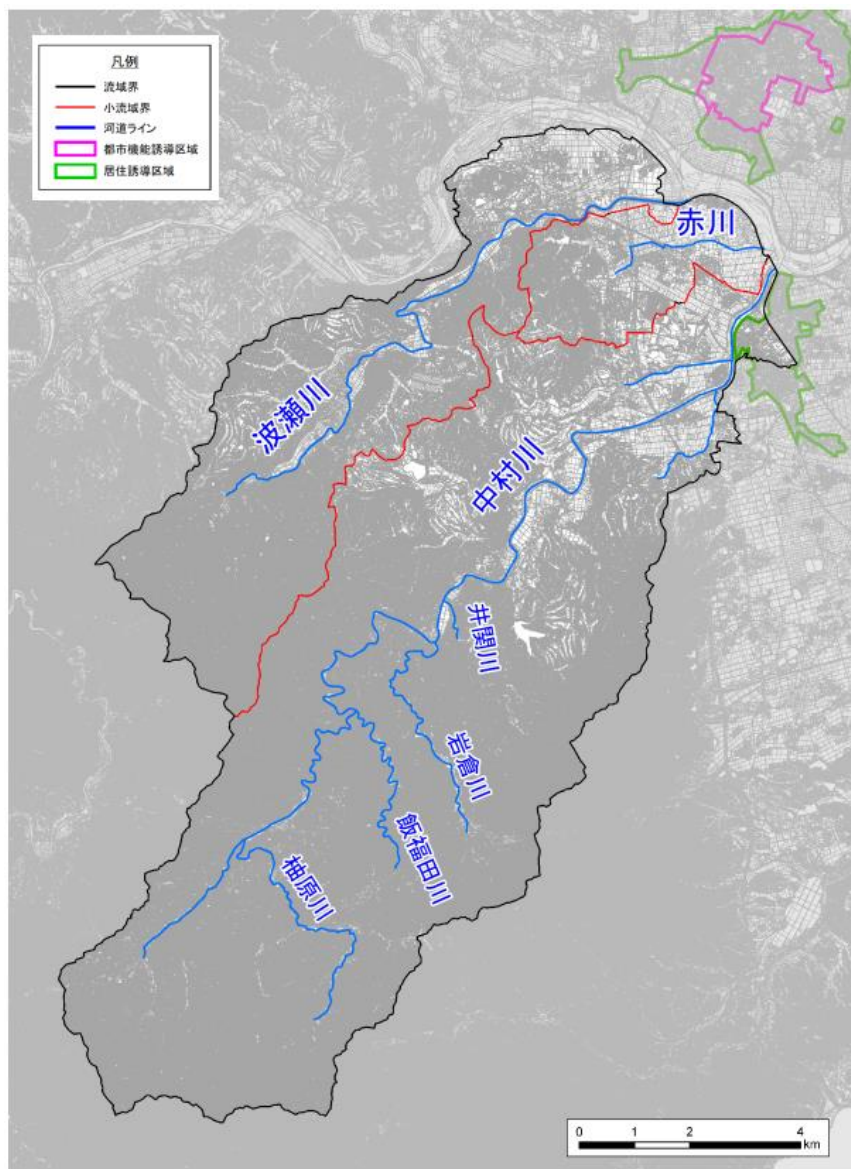


図 19 津市・松阪市立地適正化計画に定める都市機能誘導区域・居住誘導区域

■ 流域治水（りゅういきちすい）

気候変動の影響による水災害の激甚化・頻発化等を踏まえ、堤防の整備、ダムの建設・再生などの対策をより一層加速するとともに、集水域から氾濫域にわたる流域に関わるあらゆる関係者が協働して水災害対策を行う考え方です。治水計画を「気候変動による降雨量の増加などを考慮したもの」に見直し、集水域と河川区域のみならず、氾濫域も含めて一つの流域として捉え、地域の特性に応じ、①氾濫をできるだけ防ぐ、減らす対策、②被害対象を減少させるための対策、③被害の軽減、早期復旧・復興のための対策をハード・ソフト一体で多層的に進めます。

■ 流域、集水域（りゅういき、しゅうすいいき）

降雨や降雪がその河川に流入する全地域（範囲）のことです。

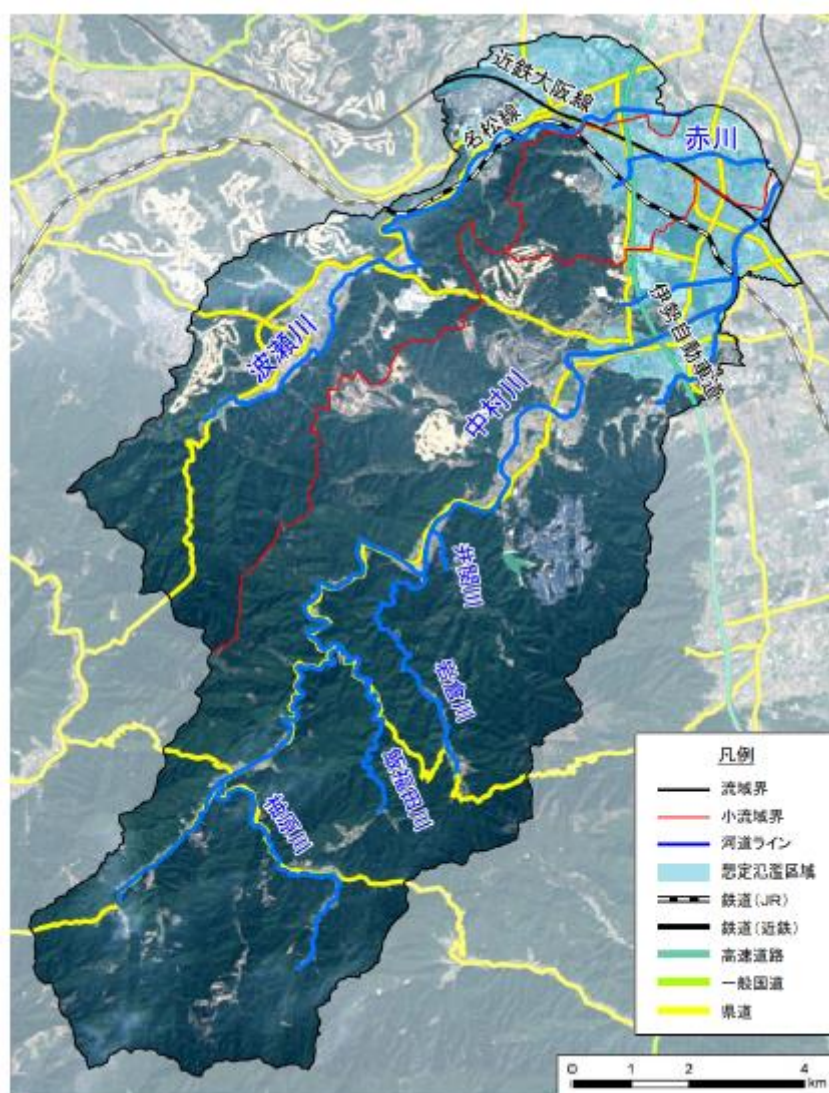


図 20 中村川・波瀬川・赤川流域図

「その他記号等」

■ **BIM/CIM（ビム/シム）**

計画、調査、設計段階から 3 次元モデルを導入することにより、その後の施工、維持管理の各段階においても 3 次元モデルを連携・発展させて事業全体にわたる関係者間の情報共有を容易にし、効率化・高度化を図る取り組みです。最新の ICT を活用して、建設生産システムの計画、調査、設計、施工、管理の各段階において情報を共有することにより、効率的で質の高い建設生産・管理システムを構築します。